

奨学生選考基準要領（抜粋）

- 1 この要領は、福山市奨学資金及び誠之奨学金に関する奨学生の選考基準について定めるものとする。
- 2 年間の総所得が「収入基準額」（別表1参照）以下の者を選考の対象とする。
 ※ただし、この要領に定める総所得とは次のとおりとする。
 - ・給与所得の場合は年間総収入額から給与所得の場合における控除額（別表2参照）と該当する特別控除額（別表3参照）を差引いた額とする。父母ともに給与所得の場合は、それぞれに給与所得控除ができるものとする。
 - ・給与所得以外の場合は年間総収入額から必要経費と該当する特別控除額（別表3参照）を差引いた額とする。
 - (1) 年間総収入額は、父と母双方の収入、又は父母に代わって家計を支えている者の1年間の年額（共働きの場合は、それぞれの収入の年額を合わせた金額）とする。
 - (2) 所得金額は前々年の所得による。
 ※ただし、前年又は今年中途において、転職等で収入源に変動のあった場合は、次のとおり年間収入額を推定し所得を算定する。

- 給与所得の場合 ①勤務先の年収見込証明書
 ②勤務先の月収証明書により推算
 ③上記証明書がない場合は月収×12月＋一時金＝年収とする
- 給与所得以外の場合 家庭事情・家計状況・年収見込等本人の申請による

- (3) 以下（別表2）から（別表4）に記載している事項は「独立行政法人日本学生支援機構奨学生選考基準」に準じ、基準が変更された場合には、それに伴い福山市奨学資金・誠之奨学金の奨学生選考基準要領を変更する。

別表1 【収入基準額表】（第一種）

福山市奨学資金（大学・短大対象）収入基準額

世帯人数（人）	1	2	3	4	5	6	7
金額（万円）	139	198	212	229	239	250	262

誠之奨学金（高校・高専対象）収入基準額

世帯人数（人）	1	2	3	4	5	6	7
金額（万円）	103	165	190	206	221	234	246

別表2 【給与所得の場合における控除額】

年 間 収 入 金 額	控 除 額
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+214万円
(ただし収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額)	
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

別表3【特別控除額表】

特別の事情		特別控除額 (万円)				
世帯を対象とする控除	(1)母子・父子世帯			99		
	(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		31		
		中学校		46		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校		国・公立	39	69
				私立	88	118
		高等専門学校	国・公立	1～3年次	39	69
				4・5年次	43	72
			私立	1～3年次	88	118
				4・5年次	87	116
		大学生		国・公立	74	121
	私立			133	180	
	専修学校 (高等課程)		国・公立	39	69	
			私立	88	118	
専修学校 (専門課程)		国・公立	36	81		
		私立	102	147		
(3)障がいのある人がいる世帯 (別表4参照)	障がいのある人1人につき		99			
(4)長期に療養を要する人がいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間の金額					
(5)主たる生計維持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額ただし71万円を限度とする。			71		
(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期に渡って支出増大又は収入減になると認められる年間金額					

※(2)「就学者のいる世帯」(3)「障がいのある人がいる世帯」の控除は、出願者本人も含めます。

※該当する特別の事情が2つ以上ある場合はこれらを合わせ控除します。

上記特別控除額表中(3)～(6)の控除を受けようとする場合は次の書類を提出してください。

※(3)の障がいのある人とは、別表4に定めるものをいい、確認書類としては手帳の写しまたは医師等による証明書が必要です。

※(4)の長期療養とは申請時に6か月以上の長期療養中もしくは6か月以上の長期療養が見込まれる人で、医師等の証明書及び経常的に支出している金額の証明書が必要です。なお、健康保険や損害賠償で補填される金額は除きます。また、障害のある人の更生医療費に該当する支出については「長期に療養を要する人」の控除もあわせて控除することができます。

※(5)主たる生計維持者が別居していることを確認できる書類(アパート等賃貸借契約書の写し等)が必要です。

※(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた証明書及び被害の復旧に要した金額を証明できる領収書等が必要です。なお、健康保険や損害賠償で補填される金額は除きます。

別表4 「障がいのある人」

(1)	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者又は交付を申請中である者
(2)	公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当する者
(3)	原子爆弾によって被爆した者及びその子女で身体の機能に障がいのある者
(4)	医師等が精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にあると証明する者又は児童相談所、知的障がい者の更生相談所、精神衛生福祉センター若しくは精神衛生鑑定医の判定により知的障がいがある者であることが明らかな者
(5)	常に就床を要し、介護されなければ自分で排せつできない程度以上の者で、6月程度以上状況が継続している事実が明らかな者
(6)	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者又は交付を申請中である者
(7)	身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいがあることが明らかな者